

平成24年4月1日

一般社
団法人 島根県警備業協会定款

一般社団法人島根県警備業協会定款

施行 平成24年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人島根県警備業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を松江市に置く。

(目的)

第3条 本会は、警備業務の実施の適正を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 警備業務の適正化に関する指導並びに調査研究
- (2) 法令等の規定に基づく研修等の委託事業
- (3) 警備員及び警備員指導教育責任者等警備業務に従事し、又は従事しようとする者に対する教育訓練並びに研修
- (4) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (5) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (6) ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動
- (7) 警備技術及び警備用資機材等に関する調査並びにこれら資機材等及び警備業務に係る教育関係図書を紹介・斡旋
- (8) 関係行政機関、団体の行う安全・安心まちづくり及び事故防止活動等に対する協力、支援活動

(9) 地域防災計画・国民保護計画等に基づく大規模災害等発生時における協力、支援活動

(10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
(全警協への加入)

第5条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に加入する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

次に掲げる要件のすべてを満たした個人又は法人

ア 島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から、警備業法第4条に規定する認定を受け、又は当該公安委員会に同法第9条に規定する届出書を提出しているもの

イ 第3条及び第5条に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助する個人又は法人で本会に入会したもの

2 前項のほか会員の組織の細部については、理事会において別に定める。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、書面をもって入会の申込みを行い、理事会の承認を得る。

2 前項の書面の様式、そのほか入会の手続き等について必要な事項は、理事会におい

て別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 前条第1項の規定により入会が認められたものは、遅滞なく入会金を納入するとともに、会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。
- 3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議を得て、会員から臨時に会費を徴収することができる。
- 4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、会員としての資格を喪失するものとする。

- (1) 退会したとき
 - (2) 正会員が第6条に定める要件を満たさなくなったとき
 - (3) 会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき
 - (4) 6箇月以上会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかった場合で、かつ、理事会の承認を得たとき
 - (5) 除名されたとき
 - (6) 総正会員が同意したとき
- 2 会員は、前項第3号の場合を除き、会員としての資格を喪失した場合であっても、在会中の義務を履行する責務を負う。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができるものとし、退会しようとするものは、書面をもって退会届を行う。

2 前項の書面の様式、そのほか退会の手続き等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(除名)

第11条 会員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、第20条第2項の規定にしたがい除名することができるものとする。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項の会員の除名に当たっては、理事会において審議し、その結果を総会に付議する。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が資格を喪失した場合、資格喪失前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 総会

(種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、一般法人法第35条第2項に規定するところにより、次の各号に掲げる事項に限り決議する。

- (1) 入会金、会費の金額

- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) その他総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項
(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由について書面をもって示し、総会の招集請求することができる。

3 総会を招集する場合は、正会員に対し、開催の日の2週間前までに、開催の日時及び場所並びに総会の審議事項及びその内容を書面でもって通知して行う。

(議長)

第18条 総会の議長は、本会の会長をもってこれにあたるものとする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第20条 総会の議事は、会議に出席した正会員の議決権の過半数をもって決議する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、総正会員の議決権の

3分の2以上をもって決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他一般法人法第49条第2項及びこの定款で別に規定する事項
(書面決議等)

第21条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって決議し、又は総会に出席する他の正会員若しくは会長を代理人として、議決権の行使を委任することができるものとする。

- 2 前項の代理決議を行う場合は、委任状を提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する書面決議をし、又は代理決議のための委任状を提出した正会員については、総会の出席者とみなし、決議権の数に算入する。

(議事録の作成等)

第22条 総会の議事録については、総会の日から2年間本会のホームページに掲載するとともに、総会の日から10年間、事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の議事録には、会長及び出席した理事の内2名が記名又は署名押印するものとする。

第4章 役員等

(役員の種類別)

第23条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 前項第1号の理事の中に、次の各号に掲げる役職を設ける。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 専務理事 1名

3 前項第1号の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定するものとし、解職においても同様とする。

3 監事は、本会の理事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第25条 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

2 副会長は、会長を補佐して、その職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行するとともに、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

4 理事は、一般法人法及びこの定款に規定するところにより、職務を執行する。

5 監事は、一般法人法の定めるところにより、理事の会務の執行を監査する職務を行う。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとし、再任することができる。ただし、任期途中で選任された理

事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、総会の決議を得て解任することができる。

- (1) 自己又は自己の属する法人が会員を除名された場合
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められる場合
- (3) 心身の故障のため、役員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

- 2 前項の役員解任にあつては、理事会において審議し、その結果を総会に付議する。

(役員等の報酬等及び費用の支弁)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の対価をいう。）を支給することができる。

- 2 役員が職務を行うために要する経費については、実費を支弁することができる。
- 3 常勤の役員報酬等及び常勤の役員以外の役員が職務を行うために要する経費等については、総会決議により別に定める。

第5章 理事会

(設置)

第29条 本会に、理事会を置く。

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督
- (2) 理事にその決定を委任することができない一般法人法第90条第4項各号掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定
- (3) 会員の入会の承認
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 一般法人法及びこの定款に規定する事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集するものとし、会長が欠けた場合又は会長に事故があった場合にあつては、副会長及び専務理事の合議をもって招集する理事を定めるものとする。

2 理事会を招集する場合は、役員に対し、開催の日の1週間前までに、開催の日時、場所及び理事会の審議事項並びにその内容を、書面をもって通知する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長をもってこれにあたるものとする。

2 会長は、副会長を指名し、議長を委ねることができる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第35条 理事会の議事は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

2 前項の決議が可否同数となった場合は、再審議の上、1回に限り再決議することができるものとし、再決議においても可否同数となった場合は、否決されたものとする。

(議事録の作成)

第36条 理事会を開催した場合は、議事録を作成し、会長及び監事が署名又は記名押印した上で、理事会開催の日から10年間、事務所に備え置くものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第37条 本会に、事務局を置き、事務を処理するために必要な職員を置く。

2 職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営並びに職員の給与、服務等について必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 会計及び資産等

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これらを変更した場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得る。

(1) 事業報告及びその付属明細書

- (2) 貸借対照表及びその付属明細書
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその付属明細書
- 2 前項の承認を得た書類については、定時総会の承認を得る。
- 3 第1項各号に掲げる書類及び監査報告は、本会事務所に定時総会の日から2週間前から5年間備え置くものとする。

（資産の構成）

第41条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会の登記時の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の種別）

第42条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 本会登記時の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 総会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第43条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない

(基本財産の処分の制限)

第44条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第45条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(余剰金の配分)

第46条 本会は、余剰金の配分を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 本定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、変更することができる。

(定款等の備え置き)

第48条 本定款及び会員名簿は、事務所に備え置くものとする。

(解散等)

第49条 本会は、一般法人法第148条各号に掲げる事由が生じた場合に、解散するものとする。

2 本会が前項の解散時に保有する残余財産は、総会において、第20条の規定にかかわらず出席した正会員の議決権の4分の3以上の決議を得た上で、類似の目的を有する一般社団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第

17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑則

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、本会のホームページに掲載する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により本会のホームページに公告することができない場合にあっては、島根県内で発行される「山陰中央新報」新聞に掲載して行う。

(その他)

第51条 本定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、理事吉岡健二郎とする。

3 この法人の最初の監事は、柿本榮、森山徹とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。